

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成29年5月17日
発信課	都市計画課
担当者	久佐賀
連絡先	電 話 0166-25-9704
	F A X 0166-27-3466
	E-mail tosi_kei@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	イベント・行事 募集 <input checked="" type="checkbox"/> 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	5月16日～ 6月9日
発表項目 (行事名)	旭川市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託公募型プロポーザルを実施します。
概 要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	<ol style="list-style-type: none"> 業務名 旭川市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託 参加資格 <ol style="list-style-type: none"> 国又は地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を過去5年以内において、元請として受注した実績を有する者であること。 平成29・30・31年度旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿において、営業種目「3300 都市計画・交通関係調査等業務」に登録されていること。等 参加表明書提出期限 平成29年6月9日(金)午後5時まで 企画提案書提出期限 平成29年6月23日(金)午後5時まで 本プロポーザルの実施要領の交付方法 旭川市6条10丁目旭川市第三庁舎3階地域振興部都市計画課で交付するほか、旭川市ホームページからのダウンロードにより交付する。 ホームページURL http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp ホーム> 事業者向け> 入札・契約> 入札・契約情報> 委託・賃貸借
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 (公募文) (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道(取材)に当たってのお願い	
備 考	

旭川市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

平成29年5月16日

旭川市長 西川 将人

1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市第三庁舎3階
旭川市地域振興部都市計画課地域計画景観係
電話 0166-25-9704 (直通)
FAX 0166-27-3466
e-mail tosi_kei@city.asahikawa.lg.jp

2 業務担当部局

1に同じ。

3 業務概要

- (1) 業務名 旭川市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容 旭川市地域公共交通網形成計画の策定への支援
- (3) 履行期間 契約締結日から平成30年3月26日まで

4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 国又は地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を過去5年以内において、元請として受注した実績を有する者であること。
- (2) 平成29・30・31年度旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿において、営業種目「3300 都市計画・交通関係調査等業務」に登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 市町村税（特別区にあっては都税）、消費税及び地方消費税の額に滞納がないこと。

5 実施要領の交付期間及び方法

(1) 交付期間

平成29年5月16日（火）から平成29年6月9日（金）まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、旭川市ホームページからのダウンロードにより交付する。

旭川市ホームページURL <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>

ホーム> 事業者向け> 入札・契約> 入札・契約情報> 委託・賃貸借

6 参加表明手続

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出すること。

ア 提出期限 平成28年6月9日（金） 午後5時（必着）

イ 提出場所 1に同じ

ウ 提出方法

持参または郵送（一般書留又は簡易書留）によること（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）。

(2) 参加資格の確認等

4に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。合わせて参加資格を有するものに、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を要請された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 平成28年6月23日（金） 午後5時（必着）

イ 提出場所 1に同じ

ウ 提出方法

持参または郵送（一般書留又は簡易書留）によること（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）。

7 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格を満たしていない場合、又は参加表明書の添付書類等で参加資格要件を満たしていることについて客観的な確認ができない場合

(2) 提出書類に虚偽があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

(5) 見積書の記載価格が予算額を超えている場合

(6) その他法令違反等があり、不相当と認められた場合

8 受託候補者の特定

旭川市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

9 契約に関する基本事項

(1) 契約締結までの流れ

受託候補者と当該委託業務について協議を行い、内容について合意の上、当該委託業務の仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。なお、契約保証金の額は、旭川市契約事務取扱規則第23条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上とし、納付方法、納付期日とあわせて別途定める。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

作成を要する。

(4) 支払条件

原則、後払いとするが、受託候補者と協議の上決定する。

10 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) プレゼンテーション

企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(3) 費用負担

参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に係る費用など、公募型プロポーザル方式の参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 提出書類の使用期限

提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類は返還しない。

(6) 詳細

詳細は実施要領等による。